

工場立地法に係る 緑地面積率等を緩和しました

工場立地法では、一定以上の規模を有する工場を新設・増設する際、工場立地が環境保全を図りながら適正に行われるよう、工場の敷地に一定割合以上の緑地を整備することが義務付けられています。

加古川市では、加古川商工会議所から提出された請願が市議会で採択されたこともあり、企業の積極的な設備投資及び工場立地の促進、並びに市内工場等の流出を防止し、市内経済の活性化を図るため、工場立地法における敷地面積に対する緑地面積の割合及び環境施設面積の割合等の基準について、市の条例により緩和する「加古川市工場立地法地域準則条例」を制定しました。（令和3年4月1日施行）

■ ■ ■ 工場立地法の届出の対象となる工場の要件 ■ ■ ■

以下の要件の工場を新設／変更する際には、事前に工場立地法による届出が必要です。

【業種】 製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力・地熱・太陽光発電所除く）
【規模】 敷地面積 9,000 m²以上 または 建築面積 3,000 m²以上

※敷地面積 **1,000 m²以上 9,000 m²未満**の工場も、県の条例による届出の対象となる場合があり、この**緑化基準についても緩和しました**。詳しくは裏面をご覧ください。

■ ■ ■ 新たな基準について ■ ■ ■

区分	準工業地域	工業地域 工業専用地域 市街化調整区域	その他の地域 (住居・商業系等)
環境施設面積率	25%以上 ➡ 15%以上	25%以上 ➡ 10%以上	25%以上 ➡ 変更なし
緑地面積率	20%以上 ➡ 10%以上	20%以上 ➡ 5%以上	20%以上 ➡ 変更なし
	緑地面積に算入可能な重複緑地の割合 25% ➡ 50%まで		

●環境施設：周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの（緑地、噴水、屋外運動場、広場等）

●重複緑地：「緑地」と「緑地以外の環境施設」以外の施設が重複する部分（例：緑化駐車場、屋上緑化など）

【お問い合わせ先】 加古川市 産業経済部 産業振興課

電話：079-427-9235 F A X：079-424-1373 Email：sangyo@city.kakogawa.lg.jp

兵庫県の条例に基づく届出について

工場立地法の要件を満たさない製造業等の工場を新設/変更する際でも、兵庫県の条例に基づく届出が必要な場合があります。

■■■工業立地の適正化に関する条例（兵庫県）による届出■■■

【要件】敷地面積 1,000 m²以上 9,000 m²未満

【届出先】加古川市 産業振興課 (079-427-9235)

■■■環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）による届出（緑化義務あり）■■■

【要件】敷地面積 5,000 m²以上 9,000 m²未満 または 建築面積 1,000 m²以上

【届出先】加古川市 産業振興課/建築指導課（規模・所在地等により届出先は異なります）

環境の保全と創造に関する条例の届出対象と緑化基準（令和3年4月1日付で緩和しました）

区分 敷地・建築面積	準工業地域	工業地域 工業専用地域	市街化調整区域	その他の地域 (住居・商業系等)	届出先
敷地面積 5,000 m ² 以上 9,000 m ² 未満 かつ 建築面積 3,000 m ² 未満	敷地面積の 20%以上 ➡ 10%以上	敷地面積の 20%以上 ➡ 5%以上	敷地面積の 20%以上 ➡ 5%以上	敷地面積の 20%以上 ➡ 変更なし	加古川市 産業振興課 (079-427-9235)
敷地面積 1,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満 かつ 建築面積 1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	空地面積※の 50%以上 ➡ 25%以上	空地面積※の 50%以上 ➡ 12.5%以上	緑化届出の 義務なし	空地面積※の 50%以上 ➡ 変更なし	加古川市 建築指導課 (079-427-9264)

※空地面積・・・敷地面積から敷地面積に建ぺい率を乗じて得た面積を控除した面積

※届出の詳細について、詳しくは各届出先にお問い合わせいただくか、加古川市 HP をご覧ください。

工場立地法について

趣旨	工場立地法とは、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定以上の規模を有する工場を対象に緑地面積等について規定する法律です。
対象となる工場	業種および面積についての要件を両方とも満たす工場が対象（特定工場）となります。 ○業種：製造業または電気・ガス・熱供給業（※水力・地熱発電所および太陽光発電施設を除く） ○面積：敷地面積 9,000 m ² 以上、または建築面積 3,000 m ² 以上
緑地について	「緑地」とは、樹木や芝が生育している区画された土地を指します。（高木・低木による制限なし） 条例により、敷地面積に対する割合（緑地面積率）の下限を区域ごとに定めます。
環境施設について	「環境施設」とは「緑地」と「緑地以外の環境施設」の総称です。 「緑地以外の環境施設」とは、周辺地域の生活環境の保持に寄与するように管理されているものを指します。 条例により、敷地面積に対する環境施設面積の割合（環境施設面積率）の下限を区域ごとに定めます。 【「緑地以外の環境施設」の例】 修景施設（噴水、池等）、広場、屋外運動施設（野球場、テニスコート等）、屋内運動施設（体育館、屋内プール等）、教養文化施設（図書館、文化ホール等）、雨水浸透施設（浸透管、透水性舗装等）、太陽光発電施設 なお、「緑地」は環境施設に含まれますので、環境施設の面積の割合を「緑地」の面積で達成している場合は、さらに「緑地以外の環境施設」を設ける必要はありません。
重複緑地について	「重複緑地」とは、「緑地」と「緑地以外の環境施設」以外の施設が重複する部分を指します。（例：緑化駐車場、屋上緑化など） 重複緑地は、緑地面積に算入できる割合の上限が定められています。 このたび条例により、割合を緩和しました。（25%⇒50%）
届出について	○新設届出（工場新築、敷地増・増築により新たに特定工場の要件を満たすとき） ○変更届出（敷地増減、生産施設の増加、緑地などの減少） ○承継届出（工場の継承） ○廃止届出（工場の廃止） これらに該当する場合は 工事着手の90日前までの届出 が必要です。

※工場立地法について、詳しくは加古川市 産業振興課までお問い合わせいただくか、加古川市 HP/経済産業省 HP をご覧ください。